

平成 2 2 年度岐阜県都市計画審議会

(第 1 8 0 回 ~ 第 1 8 4 回)

議案番号	議案名	概要
------	-----	----

第 1 8 0 回 平成 2 2 年 5 月 1 9 日

1	岐阜都市計画区域の変更について (岐阜県指定)	本巢都市計画区域の新設に伴い、旧糸貫町の一部を岐阜都市計画区域から除外 瑞穂市と大垣市・安八町の行政区域界の変更 (平成 21 年 10 月 31 日)に伴う都市計画区域界の変更
2	大垣都市計画区域の変更について (岐阜県指定)	瑞穂市と大垣市・安八町の行政区域界の変更 (平成 21 年 10 月 31 日)に伴う都市計画区域界の変更
3	本巢都市計画区域の指定について (岐阜県指定)	旧糸貫町(現在一部が岐阜都市計画区域)を含む周辺町村が合併したことにより一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するため本巢市の南部(旧糸貫町、旧本巢町の一部及び旧真正町)を範囲とする本巢都市計画区域を新規指定する。
4	岐阜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について(岐阜県決定)	都市計画法第 6 条の 2 に基づき岐阜都市計画区域の下記の事項を定める。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
5	大垣都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について(岐阜県決定)	都市計画法第 6 条の 2 に基づき岐阜都市計画区域の下記の事項を定める。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
6	本巢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について(岐阜県決定)	都市計画法第 6 条の 2 に基づき岐阜都市計画区域の下記の事項を定める。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
7	岐阜都市計画区域区分の変更について (岐阜県決定)	都市計画法第 2 1 条第 1 項に基づき岐阜都市計画区域区分を以下のとおり変更する。 市街化区域編入：1 箇所 19.2ha 市街化区域除外：1 箇所 148.2ha 市街化調整区域編入：1 箇所 9.6ha 市街化調整区域除外：2 箇所 672.8ha
8	大垣都市計画区域区分の変更について (岐阜県決定)	都市計画法第 2 1 条第 1 項に基づき大垣都市計画区域区分を以下のとおり変更する。 市街化区域編入：5 箇所 129.4ha 市街化区域除外：1 箇所 0.2ha 市街化調整区域編入：1 箇所 9.0ha 市街化調整区域除外：1 箇所 9.4ha

9	岐阜都市計画道路の変更について (岐阜県決定)	<p>本業都市計画区域の新設に伴い、岐阜都市計画区域から 本業都市計画区域に移行するもの。</p> <p><u>1・3・1 東海環状自動車道</u> <u>3・3・41 長良系貫線</u> <u>3・3・801 系貫インター線</u></p> <p>瑞穂市(岐阜都市計画区域)と大垣市(大垣都市計画区域)の行政区域界変更によるもの</p> <p><u>3・4・401 馬場祖父江線</u> 高屋西部土地区画整理事業(北方町)に伴うもの。 <u>3・4・601 馬場北方線</u></p>
1 0	大垣都市計画道路の変更について (岐阜県決定)	<p>瑞穂市(岐阜都市計画区域)と大垣市(大垣都市計画区域)の行政区域界変更によるもの</p> <p><u>3・4・300 墨俣輪之内線</u></p>
1 1	本業都市計画道路の決定について (岐阜県決定)	<p>本業都市計画区域の新設に伴い、岐阜都市計画区域から 本業都市計画区域に移行するもの。</p> <p><u>1・3・1 東海環状自動車道</u> <u>3・4・1 長良系貫線</u> <u>3・3・2 系貫インター線</u></p>
1 2	岐阜都市計画区域のうち瑞穂市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域の変更について (特定行政庁：岐阜県)	<p>岐阜都市計画用途地域の縮小(瑞穂市決定)に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域の変更</p> <p>区域面積 約 817.6ha 約817.8ha(約 0.2ha増)</p>
1 3	岐阜都市計画区域のうち北方町における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域の変更について (特定行政庁：岐阜県)	<p>岐阜都市計画用途地域の拡大(北方町決定)に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域の変更</p> <p>区域面積 約 101.4ha 約82.2ha(約 19.2ha減)</p>
1 4	大垣都市計画区域のうち安八町における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域の変更について (特定行政庁：岐阜県)	<p>大垣都市計画用途地域の拡大(安八町決定)に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域の変更</p> <p>区域面積 約 1,541.0ha 約1,526.4 ha(約 14.6ha減)</p>
1 5	建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について (特定行政庁：岐阜県)	<p>木くずの破碎施設(処理能力 220 トン/日)を行うその他処理施設の新設。</p>

第 1 8 1 回 平成 2 2 年 7 月 1 4 日

1	関都市計画区域の変更について（岐阜県指定）	美濃都市計画区域の一部（旧武芸川町）を関都市計画区域に編入する。
2	美濃都市計画区域の変更について（岐阜県指定）	美濃都市計画区域の一部（旧武芸川町）を関都市計画区域に編入する。
3	各務原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第 6 条の 2 に基づき、各務原都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
4	羽島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第 6 条の 2 に基づき、羽島都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
5	関都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第 6 条の 2 に基づき、関都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
6	美濃都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第 6 条の 2 に基づき、美濃都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
7	恵那都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第 6 条の 2 に基づき、恵那都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
8	古川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第 6 条の 2 に基づき、古川都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
9	神岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第 6 条の 2 に基づき、神岡都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
1 0	各務原都市計画区域区分の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第 2 1 条第 1 項に基づき各務原都市計画区域区分を以下のとおり変更する。 市街化区域編入：6 箇所 103.9ha
1 1	羽島都市計画道路の変更（岐阜県決定）	<u>3・4・13 上中岐阜線</u> 道路区域の変更 変更延長 L=900m W=16m 27m 車線数の変更 2 車線 4 車線（変更区間）

1 2	岐阜都市計画緑地の変更について（岐阜県決定）	5号 国営木曾三川公園岐南・笠松緑地 区域の変更 面積 約 282.2ha 約 276.1ha ・笠松町円城寺字野方地区の除外
1 3	各務原都市計画緑地の変更について（岐阜県決定）	1号 国営木曾三川公園各務原緑地 区域の変更 面積 約 881.2ha 約 862.0ha ・各務原市川島渡町字小谷島、字寺屋敷、 字兵部屋敷 及び 川島北山町字道南、字 古屋敷 上記地区の除外
1 4	本巣都市計画区域のうち本巣市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について	本巣都市計画区域の新設（岐阜県指定）に伴い、用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域を変更し、その数値を指定するもの 区域面積 約 663.8ha 約3,119.5ha（約2,455.7ha 増）
1 5	恵那都市計画区域のうち恵那市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について	恵那都市計画区域内の用途地域の拡大（恵那市決定）に伴い、用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域が減少するもの 区域面積 約 16,713ha 約16,702ha（約11ha 減）
1 6	建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について	木くずの破碎施設（処理能力 66 トン/日）を行うその他処理施設の新設。

第182回 平成22年10月18日

1	多治見都市計画区域及び笠原都市計画区域の変更について（岐阜県指定）	都市計画法第5条第6項において準用する同条第1項に基づき、笠原都市計画区域（旧笠原町）を多治見都市計画区域へ編入する。
2	多治見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第6条の2に基づき、多治見都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
3	高富都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第6条の2に基づき、高富都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
4	養老都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第6条の2に基づき、養老都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針

5	関ヶ原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第6条の2に基づき、関ヶ原都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
6	可児都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第6条の2に基づき、可児都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
7	中津川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第6条の2に基づき、中津川都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
8	土岐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第6条の2に基づき、土岐都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
9	瑞浪都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第6条の2に基づき、瑞浪都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
10	多治見都市計画区域区分の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第21条第1項に基づき多治見都市計画区域区分を以下のとおり変更する。 市街化区域編入：9箇所 494.0ha 市街化区域除外：3箇所 11.6ha
11	羽島都市計画区域区分の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第21条第1項に基づき羽島都市計画区域区分の人口フレームのみを以下のとおり変更する（市街化区域の変更なし。） 市街化区域人口 (H22年)42.0千人 (H32年)42.8千人
12	多治見都市計画道路の変更について（岐阜県決定）	多治見都市計画区域に笠原都市計画区域を編入することに伴う名称の変更、路線の統合及び車線数の決定 1・3・1 東海環状自動車道 4車線 3・5・21 市之倉線 2車線 道路区域の変更、車線数の決定 3・6・14 京町滝呂線 2車線 延長(終点位置)の変更 L = 約 2,800m 約 2,860m
13	建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について	木くずの破碎を行うその他処理施設の用途変更及び増築（処理能力 36トン/日 187トン/日）

第183回 平成22年12月17日

1	美濃加茂都市計画区域及び坂祝都市計画区域の変更について（岐阜県指定）	坂祝都市計画区域を美濃加茂都市計画区域へ編入する。
2	美濃加茂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第6条の2に基づき、美濃加茂都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
3	海津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第6条の2に基づき、海津都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
4	輪之内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第6条の2に基づき、輪之内都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
5	揖斐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第6条の2に基づき、揖斐都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
6	八百津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第6条の2に基づき、八百津都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
7	御嵩都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第6条の2に基づき、御嵩都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
8	八幡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第6条の2に基づき、八幡都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
9	下呂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（岐阜県決定）	都市計画法第6条の2に基づき、下呂都市計画区域の下記の事項を定める。 1．都市計画の目標 2．区域区分の決定の有無 3．主要な都市計画の決定の方針
10	岐阜都市計画道路の変更について（岐阜県決定）	3・2・6 金町本郷町線 区域変更（一部区間廃止） 変更延長 L=330m 車線数決定 4車線 3・3・25 美江寺小熊町線 区域変更（一部区間廃止）

		変更延長 L=200m 名称変更 美江寺鶯谷線 美江寺小熊町線 車線数決定 4車線 <u>3・4・28 岐阜蘇原線</u> 区域変更 変更延長 L=820m (W=15m W=14.5m) 車線数決定 2車線 <u>3・6・61 忠節合渡橋線</u> 路線廃止 L=5910m <u>3・5・62 福光菅生線</u> 路線廃止 L=4970m
1 1	美濃加茂都市計画道路の変更（岐阜県決定）	<u>3・3・15 国道248号ハ'Ⅰ'ス線</u> 名称の変更 美濃加茂都市計画2路線と坂祝都市計画1路線を統合。 車線数決定 4車線 <u>3・3・201 坂祝ハ'Ⅰ'ス線</u> 名称の変更 坂祝都市計画 美濃加茂都市計画 車線数決定 4車線
1 2	多治見都市計画区域のうち多治見市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について	多治見都市計画区域区分の変更（岐阜県決定）に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域の変更

第184回 平成23年3月17日

1	岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、可児都市計画及び御嵩都市計画下水道の変更について（岐阜県決定）	<u>木曽川右岸流域下水道</u> 接続する下水道の名称変更 坂祝都市計画坂祝町公共下水道 美濃加茂都市計画坂祝町公共下水道
2	揖斐都市計画道路の変更について（岐阜県決定）	<u>3・4・3 大野揖斐川線</u> 区域・線形の変更 変更区間延長 L=約880m 延長の変更 L=約9,120m L=約9,140m
3	岐阜都市計画道路の変更について（岐阜県決定）	<u>1・3・1 東海環状自動車道</u> 区域（延長）の変更：約13,680m 約13,710m 【岐阜市御望山周辺】 変更区間延長：約3,690m 約3,810m 線形の変更：約3,690m 約3,810m 幅員の変更： W=21.5m ~ 62.0m 21.5m ~ 70.8m 【岐阜市椿洞周辺】 変更区間延長：約190m 構造の変更：高架構造 トリ構造 幅員の変更：W=42.0m 10.75m × 2